

岩手県告示第 181 号

岩手県社会福祉表彰実施要綱（昭和 57 年岩手県告示第 333 号）の一部を次のように改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 3 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(表彰対象)</p> <p>第 2 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(表彰対象)</p> <p>第 2 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 現に地縁による団体の役員であって、地域における社会福祉の増進のために率先して活動を行い、その功績が顕著な者</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	